

# 令和5年度 三重県土地改良事業団体連合会採用試験案内

(令和6年4月採用予定)



〒514-0006  
三重県津市広明町330番地  
三重県土地改良事業団体連合会

事務担当 総務部企画総務課  
TEL 059-226-4824

## 1 採用予定人員及び受験資格

採用 予定 人員	受 験 資 格		
	学 歴 等	生 年 月 日	そ の 他
若干名	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者及び令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人	職員人事規程第7条（欠格事項）に該当する人は、受験できません※1

## 2 職 種 内 容

職 種	職 務 内 容
① 事務職（若干名）	・総務、経理、事務全般
② 技術職（若干名）	・施設機械（ポンプ、ゲート等）の操作、メンテナンスに関する業務 ・土地改良事業（農業農村整備事業）に関する調査、計画、測量、設計、施工管理等の業務

### 3 受験手続き及び日程

#### (1) 受験手続

受験希望者は、次の書類を三重県土地改良事業団体連合会総務部企画総務課へ提出して下さい。

- ア 履歴書（写真貼付）…………… 1通
- イ 卒業（見込）証明書・成績証明書又は単位取得証明書 …… 1通
- ウ 封筒（宛先欄に受験者の住所及び氏名を記入した返信用封筒で84円切手を貼付したもの）…………… 1通

#### (2) 日 程

採用試験は、3回実施します。（採用が決まり次第、受付を終了します。）

受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表
【1回目】 6月1日（木） ～ 6月30日（金）	7月24日（月） 午後1時30分	8月中旬	8月下旬
【2回目】 8月25日（金） ～ 9月15日（金）	9月25日（月） 午後1時30分	10月中旬	10月下旬
【3回目】 12月1日（金） ～ 12月22日（金）	1月12日（金） 午後1時30分	1月下旬	2月上旬

- ・ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします（郵送受付可）。受付後の応募書類は、一切返却しません。  
なお、履歴書等による書類選考を行う場合があります。
- ・ 試験会場は、第1次・第2次試験とも津市広明町330番地三重県土地改良会館で実施します。
- ・ 試験結果は、第1次・第2次試験とも受験者全員に書面で通知します。
- ・ 第2次試験日は、第1次試験結果発表の際に通知します。

※日程等については、新型コロナウイルス感染症の影響で変更する場合がありますので、事前にお問い合せください。

#### 4 試験科目及び内容

区 分	試 験 科 目	試 験 の 内 容
第 1 次試験	一 般 適 応 試 験	「知的能力」「態度能力」を診断するため、一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
	作 文	「今後の日本の農業・農村」について、原稿用紙2枚以内（800字以内）にまとめる
第 2 次試験	口 述 試 験	理解力や表現力及び職場適応性等について、個別面接により行う

#### 5 合格から採用まで

最終合格者については、令和6年4月1日に採用します。

#### 6 給与、勤務場所、勤務時間及び休暇

- (1) 三重県土地改良事業団体連合会「職員給与支給規程」に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、期末・勤勉手当等が支給されます。大卒初任給は、おおむね190,900円であり、職務経験のある者は、経験年数に応じ加算支給します。
- (2) 勤務場所は、津市広明町330番地にある三重県土地改良会館で、近鉄津駅から徒歩5分のところで、転勤はありません。
- (3) 勤務時間は、8時30分から17時15分までの8時間（月曜日～金曜日）です。
- (4) 年次有給休暇は、1年につき20日あり、この他に特別有給休暇等があります。

#### 7 そ の 他

- (1) この試験の詳細についての問い合わせは、下記までご連絡下さい。
- (2) 会館訪問、職場見学は、随時受け付けておりますので、ご希望の方はご連絡下さい。

【連絡先】三重県土地改良事業団体連合会 総務部 企画総務課

担当者：田端、山口 TEL 059-226-4824

- (3) 土地改良事業団体連合会は、土地改良法により設立が認められている「公法人」で、全国47都道府県にあり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和32年12月11日に農林大臣の設立認可を受け設立されています。

※1 職員人事規程第7条

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国及び地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者